

2014年度事業計画

自 2014年4月 1日

至 2015年3月31日

公益財団法人 日本財団

目 次

1. 方 針.....	2
2. 事業計画.....	4
2.1 船舶等振興業務	
2.1.1 助成事業	4
(1) 海洋船舶関係事業	
(2) 公益・福祉関係事業	
2.1.2 海外協力援助事業	6
2.1.3 国内協力援助事業	7
2.1.4 情報公開事業	7
2.1.5 調査研究事業	8
2.1.6 寄付文化醸成事業	8
2.1.7 ビル運営事業	8
2.1.8 貸付事業	9
2.2 船舶等振興業務以外の業務	
2.2.1 造船業等復興支援事業	10
2.2.2 ミャンマー少数民族武装勢力支配地域における 紛争の影響を受けた人々の生活向上のための事業	11
2.2.3 「新しい東北」の実現に向けた 復興人材プラットフォーム構築事業	11
2.2.4 主婦向けインターンシップ実施事業	12

【第一次事業計画変更】

2014年4月8日 『2.2.3 「新しい東北」の実現に向けた復興人材プラットフォーム構築事業』
『2.2.4 主婦向けインターンシップ実施事業』を追加

1. 方 針

当財団は「みんながみんなを支える社会」の実現を目指し、新たな 50 年の第一歩を踏み出した。必要な体制の強化を図りつつ、より一層公益活動を推進する。

また当財団の財源であるモーターボート競走事業の売上げは、本年度から、施設改修工事により休止となるボートレース場（1 場）があるものの、関係者の特段の努力により他場での振替開催を行うなど、前年度に近い売上額が見込まれている。モーターボート競走法の指定法人として交付金による公益活動を推進する当財団は、引き続き資金の効率的活用を図る。

さらに社会には解決すべき問題が数多く存在する。モーターボート競走事業からの交付金を効果的に活用し、住みよい社会を作るための社会変革に邁進する。あわせて「民」による「民」の活動を支えるには国民と企業による寄付金が必要な役割を担うことになる。今後も新たな財源の発掘が必要であり、個人及び企業からの寄付金による事業に関しては、寄付者の意向を尊重しつつ、これまでに培ってきたノウハウを活かし、国や地方自治体ではできない、社会問題の解決に引き続き取り組む。

2014 年度の事業計画及び収支予算は、こうした認識に立って 2013 年 12 月に策定した「事業計画及び収支予算作成の基本方針」に基づき編成した。業務の遂行に当たっては、透明性と公正性を一層高め、活動理念を見据えながら、7 つの活動指針を遵守する。

なお復興庁及び国土交通省より事業の担い手として選定された造船業等復興支援事業等、船舶等振興業務以外の業務にも取り組んでいく。船舶等振興業務を適正に実施しながらも、国庫補助金等を活用することにより公益活動をより一層推進していく。

活動理念

痛みも、希望も、未来も、共に。

Share the pain. Share the hope. Share the future.

一つの地球に生きる、一つの家族として。

人の痛みや苦しみを誰もが共にし、

「みんなが、みんなを支える社会」を日本財団はめざします。

市民。企業。NPO。政府。国際機関。

世界中のあらゆるネットワークに働きかけます。

知識・経験・人材をつなぎ、

ひとりひとりが自分にできることで社会を変える、

ソーシャルイノベーションの輪をひろげていきます。

7つの活動指針

① Discover

私たちは、世の中の変化を兆しのうちに発見し、
新たな問題解決にいち早く取り組みます。

② Prioritize

私たちは、「いま、どこで、何が求められているか」を常に把握し、
最も優先すべきニーズにこたえます。

③ Be creative

私たちは、前例にとらわれず、あらたなプロジェクトを創造し、
社会をよりよくする新しい仕組みをつくります。

④ Do it now

私たちは、失敗を恐れることなく、
あらゆる問題に対して速やかに決断し、行動します。

⑤ Be open

私たちは、常にオープンに情報を開示し、社会の声をとりいれ、
開かれた組織でありつづけます。

⑥ Grow

私たちは、常に自らを評価し、自らを教育していくことで、
ソーシャルイノベーションを生みだしていく能力、活動の質を高めます。

⑦ Expand networks

私たちは、問題意識をもつ人々や団体との
ネットワークをひろげ、つなぎ、社会に大きなうねりをつくります。

2. 事業計画

2.1 船舶等振興業務

2.1.1 助成事業

事業計画策定に当たり、新規事業については、目的、計画の具体性、実施の方法と体制、成果の見通し等について多角的に審査した。さらに新たな視点に立って時代や社会の変化に即した民間主導の独自性のある事業については特に配慮した。

継続事業については、社会情勢に対応する事業の役割と期待される成果を勘案して、その必要性を再確認し見直しを行った。

また、事業年度開始後に実施の必要が生じた事業に対応するため、年度内募集を実施する。

なお、本事業は「1号交付金補助業務規程」「2号交付金補助業務規程」に基づき実施する。

(1) 海洋船舶関係事業

本事業は、船舶関係事業、海難防止事業等の振興のために実施する事業である。

わが国の造船・船用業界は、為替の円安への進行・安定が年初来続いたことなどにより、欧米船社をはじめとする造船新規発注を受け経営状況に回復の兆しはみられるものの、台頭する中国及び韓国業界との引き続く競争、中国の経済が破綻するのではないかといういわゆる「チャイナリスク」への懸念など予断を許さない状況が続いている。

一方、国内の海洋政策に関しては2007年に海洋基本法が施行され、その実施計画である海洋基本計画の見直しが5年ぶりに行われたものの、沿岸域の総合的管理体制の構築や海洋教育の推進に対する取り組みは依然として縦割りで行われており、総合的な取り組みに関する体制構築や連携の促進が求められている。特に、地域における体制や連携を構築し、持続するためには、地方行政も含めて地域資源を持続的に循環する仕組みをどのようにして構築するかが重要な課題となっている。

海外に目を向けると、例えばマラッカ・シンガポール海峡では、「協力メカニズム」の中核となる「航行援助施設基金」が沿岸国や利用国・民間により設置され、関係国政府による参画・貢献が定着しつつある中、今後は、船主や荷主の民間海運業界団体の積極的、自主的な協力を、CSRという観点から促進することが重要となる。海洋環境面では、船舶排出ガス等の従来からある海の上の環境問題だけでなく、マグロやうなぎのような日本人にとって馴染み深い魚が国際社会での議論の対象とされることに代表されるように、水産資源管理等の海の中の問題への対応が今後ますます重要となってきている。

このように国際海事社会が直面している海洋の諸問題については、個々

の政府による一方的、単一的な措置のみで対処するのは極めて困難なことであり、IMO などの国際機関を中心とした各国協働による対策や民間との連携を促進するとともに、共通の課題解決に向けた仕組みづくりにも取り組まなければならない。また、複雑化する海洋問題に対応していくために、国際社会で活躍できるよう教育・訓練された人材の育成を量的にも質的にも促進するとともに、ネットワークを構築、活性化していく必要性が、世界全体としても国内としてもともに高まっている。

次世代に豊かな海を引き継ぐためには、国の内外において、海洋の総合的管理の視座のもと、国際的課題に的確に対処できる人材の育成、海洋の利用と環境保全の調和を図る活動や産官民学等の多様な関係者との連携を推進するとともに、各種制度構築や社会的な環境整備を行う必要がある。これらを踏まえ、2014 年度は、多様な分野、関係者の「つながり」を創り出すことを意識した上で、下記に掲げる支援の柱に沿って事業展開を図る。

1) 海と船の研究

世界的に高まる環境問題に対応する技術の研究開発や国際基準等の作成、海外における積極的な情報収集などを行うことや技術開発及び人材育成等、産業基盤の強化を図るための活動

2) 海を支える人づくり

- ア. 国際機関や研究機関等との連携をとりながら、国際的な海洋問題に効果的に対処するために必要な知識、能力を持った人材の育成やネットワーク構築を図るための活動
- イ. 大学における学部横断による学際的な講座の設置など、海洋に関する総合的な教育及び研究を推進する活動
- ウ. 地球規模で進行する漁業資源の減少などに対処するために必要な、総合的、持続的な資源管理の取り組み

3) 海の安全・環境をまもる

- ア. わが国の「海洋基本法」の制定に伴い、「海に守られた日本から、海を守る日本」に向けて、陸からの視点ではなく海からの視点に基づく総合的な海洋政策の立案・実行を積極的に推進し、支えるための民間の活動
- イ. 国際的な安全管理体制を促進させる事業など、航行安全、海洋環境保全等に関わる諸問題に取り組む活動

4) 海と身近にふれあう

生活を取りまく様々な場や機会を利用して、専門家や研究者にとどまりがちな海・船の知識や重要性を広く一般に普及・啓発するための

活動

- ア. 博物館等が行う海や船に関する事業や造船所の見学会、体験学習等を通じた理解促進活動
- イ. 海とともに暮らしてきた人々の生活文化や技術を後世に継承するための活動や地域の発展を目指す持続可能な活動

5) 海洋教育の推進

海洋基本計画に基づきわが国の初等中等教育における海洋教育を広く推進するための活動

6) 東日本大震災における海からの視点に基づく復興支援

(2) 公益・福祉関係事業

本事業は、観光、体育、社会福祉等、公益の増進を目的とし実施する事業である。近年我が国は、行政の厳しい財政状況や人口減少、高齢化、少子化、教育の在り方や、地方分権等、たくさんの課題を抱えながら、大きく変化している。

この変化に対応しながら、わたしたちは、一人ひとりが自分の足で立ちながら、共に支えあえる、個性豊かで活力に満ちた地域社会を作り出すことで、世界に誇れる日本を次世代に引き継ぐことを目指して、2014年度は下記に掲げる支援の柱に沿って事業を行う。

1) あなたのまちづくり（つながり、支えあう地域社会）

- ア. 障害者や高齢者の地域生活を支える車両の整備
- イ. 市民が連携し、防災を目的に地域一帯で取り組む植樹活動
- ウ. 地域のつながりをつくる青パトの配備

2) みんなのいのち（一人ひとりを大事にする地域社会）

- ア. 障害者の地域生活や社会参加を支える仕組みづくり
- イ. 在宅ホスピス・緩和ケア等の推進

3) 子ども・若者の未来（人を育み、未来にわたす地域社会）

- ア. 学生の活力を形にする学生ボランティア活動
- イ. 次世代の福祉・医療を担う人材の育成

4) 豊かな文化（豊かな文化を培う地域社会）

- ア. 地域の特色や風習を生かした新たな取り組み
- イ. 地域に伝わる伝統芸能や文化の継承及び再生への仕組みづくり
- ウ. 芸術を通じて、障害の有無を超えた価値についての社会的認知

を広める取り組み

5) 東日本大震災における復興支援

2.1.2 海外協力援助事業

本事業は、国際的な医療、保健、衛生又は社会福祉の増進、国際親善の推進、海事・海洋に関する事業の振興、および災害救援活動を目的として実施する事業である。

世界は、貧困、飢餓、疾病、紛争など国境を越えた多くの課題に直面している。日本の国際貢献や民間非営利組織の果たすべき役割が一層期待される中、海外協力援助事業では、これら地域的・地球的課題を解決し、社会的弱者を救済し、より良き世界、より良き未来を実現するための活動を支援する。

各国政府のみでは解決できない諸課題に対応するには、ニーズを的確に捉えて迅速、柔軟に効率的な支援を国際的に行うこと、そして、有効な解決方法を模索し、実践につなげていくには、豊富な知識と経験をもとに活動する人材の育成と人的ネットワークを構築することが重要である。

2014 年度は、以下を 2 本の柱として、国連・国際機関、NGO をはじめとする社会セクター、地域コミュニティなど、多様なセクターの環境の変化に柔軟に対応した取組みを支援する。

なお、本事業は「海外協力援助業務規程」に基づき実施する。

1) 世界の絆（相互理解の促進と国際的ネットワークを構築する事業）

人材育成とネットワークの構築、日本に対する理解促進と日本の持つリソースの活用、日系社会に対する支援、「次世代へ海を引き継ぐ」をテーマにした事業展開など、諸問題を根本から解決し、新たな価値観や文化を生み出すために不可欠な相互理解の促進と国際的ネットワークの構築を目指す。

2) 人間の安全保障（BHN（ベーシック・ヒューマン・ニーズ）を充足する事業）

プライマリーヘルスケアにおける伝統医療の活用、アフリカ等における食糧増産、障害者支援、アジアにおける義手義足の提供及び義肢装具士の育成、基礎教育の向上、ハンセン病の制圧及び社会的差別の解消などの事業を通じて貧困、病苦を緩和し、貧しく社会的なハンディを持つ人々が自立し、健やかな生活を送ることがきる社会を目指す。

2.1.3 国内協力援助事業

本事業は、主に法人格の無いボランティア団体等が行う活動を支援する事業である。対象とする事業の分野並びに事業を実施するための支援の柱は、2.1 助成事業（1）海洋船舶関係事業及び（2）公益・福祉関係事業と同様であるが、より地域に密着したものが特色であり、市民の知恵と工夫を活かした活力ある地域社会をつくりだすことを目指す。

なお、本事業は「国内協力援助業務規程」に基づき実施する。

2.1.4 情報公開事業

本事業は、当財団の活動に関する情報公開を行い、透明性の向上を図るとともに、説明責任を果たすことを目的に行う事業である。ボートレースの交付金が当財団を通じて、世の中のために役立てられていることを周知し、社会に開かれた組織であることを発信していく。

現在、社会やコミュニティのあり方は大きく変わりつつあり、それに伴い社会課題も多様化、複雑化している。国や地方行政だけでは解決することが極めて困難になる中、当財団は設立以来、ボートレースの交付金を基に、多くの経験とノウハウを蓄積し、世界的なネットワークも構築してきた。さらには企業や個人とも連携を深めることで、社会変革の要（ソーシャルイノベーションのハブ）となることを目指し活動していく。本事業では、こうしたソーシャルイノベーションの気運喚起を高めることを目指した広報展開も行う。

具体的には新聞や雑誌をはじめとする従来のメディアはもちろんのこと、ウェブサイトや SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）も積極的に活用した展開を進める。

また国内に限らず、海外への情報発信にも力を入れる。社会から信頼される組織としての認識の拡大とボートレース事業の理解促進を目指す。

ハンセン病の世界制圧を目前に控え、これまで当財団が 40 年以上にわたり取り組んできた制圧と差別撤廃の活動について国内外に発信を行うため、映像及び書籍として整備する。

以上の方針のもと、経費節約に努めつつ、効果的な情報発信に取り組む。

2.1.5 調査研究事業

本事業は、新規事業の発掘並びに助成事業の質的向上を図ることを目的に、先駆的かつ波及効果が期待できる事業を開発するとともに、助成事業及び協力援助事業（海外・国内）の評価を実施する。

海洋関係では、新たに世界的な海洋に関する問題の現状及び課題の探究と国際的な連携の構築・推進の事業を行っていく。

公益・福祉関係では、植樹困難地における啓発活動及び植樹事業拡大のための人材育成事業や障害者スポーツに関する調査研究を行う。

あわせて、預保納付金を用いた犯罪被害者等の支援事業では、犯罪被害者の子弟に広く教育の機会を提供するとともに、被害者支援団体の活動強化を図ることで、犯罪被害者への支援の質的向上・充実を目指す。また、少年院出院者や刑務所出所者の再犯防止プロジェクトでは、就労先や居場所を提供することで、更生と社会復帰を支援する。

さらに国際関係では、人道的見地から、原則としてミャンマー政府から公式に支援対象とされにくいミャンマー少数民族国内避難民へ食糧、医薬品など、緊急的支援活動を行っていくこととする。

2.1.6 寄付文化醸成事業

本事業は、わが国の寄付文化を醸成することを目的に実施する事業である。

民間非営利活動の多くが助成金や寄付金によって行われているものの、多くの寄付金は限られた寄付者に支えられているのが実情である。様々な社会問題を解決していくために必要な寄付金の規模は、欧米諸国に比べ格段に小さい。

そこで、寄付金を自ら集めるだけでなく、寄付金によって社会問題を解決するための事業を、自ら実施すると共に支援していくことで、わが国の寄付文化をさらに醸成していく。

なお、本事業は「寄付文化醸成業務規程」に基づき実施する。

1) 寄付文化の普及に向けた活動

ウェブサイトやソーシャルメディアを活用した寄付に関する情報の発信を積極的に展開するとともに、企業の社会貢献活動に関する周知・啓発を行う。また手軽な寄付への参加者の拡大を図るため寄付型自動販売機の設置を促進する。

2) 自ら事業を企画・実施することによる寄付モデルの構築

個人や企業から寄せられた寄付金を基に、直接的に事業を行う。

3) 企業等のリソースを活用した社会課題解決に向けた非営利組織の支援

企業からの寄付金をベースとして、非営利組織が行う事業などとタイアップしながら社会課題の解決に向けた支援を行う。

2.1.7 ビル運営事業

本事業は、公益活動を行う団体に低廉な賃貸料で活動スペースを提供する事業である。

当財団を中心に入居団体の協調、情報の共有及び効果的な情報発信を行うことを目的に日本財団ビル、日本財団第二ビルの運営を行う。

2.1.8 貸付事業

本事業は、モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業の振興に必要な資金の融通のため、銀行その他の金融機関に対し、資金の貸付けを行う事業である。

造船関係貸付事業の融資対象者である造船関係事業者は、政権交代後の円安進行や景気の先行きに明るさが見えてきたことにより、仕事量は徐々に増加しつつあるものの、円安の影響で原材料が高騰するなか、船価に反映できないことから依然として厳しい採算状況におかれている。

そのため、造船関係事業者は今後も事業環境を慎重に見極めながら、設備投資を行うことが予想される。

こうした動きの中にあって、造船関係事業者に対し安定した融資を一貫して行ってきた本制度への期待は依然大きく、今後も運転資金については底堅い資金需要が見込まれる。

これらの状況を踏まえ、2014年度も中小企業を中心とした造船関係事業者に対して、安定的な資金の供給を積極的に行うことで、経営基盤強化に資することとする。

なお、本事業は「貸付業務規程」に基づき実施する。

2.2 船舶等復興業務以外の業務

2.2.1 造船業等復興支援事業

本事業は、当財団が復興庁及び国土交通省より、造船業等復興支援事業に係る基金設置法人及び事務局に選定されたことから、被災した造船事業者等が集約等による経営基盤の強化を目的として行う被災地域における造船所の施設等の整備に対し、支援を行う事業である。

東日本大震災の被災地域においては、水産業は基幹産業でありその復興は地域の復興に重要な役割を果たすものである。

水産業の復興にあたっては、水産業にとって必要不可欠な漁業関連船舶の建造・修繕を行う造船業の復興が重要であるが、造船業は東日本大震災による地盤沈下により、震災以前の能力を回復するには至っておらず、地域の復興にも影を落とすこととなっている。

そのため、当財団が造成した造船業等復興支援基金を活用して、被災した造船事業者等が集約等による経営基盤の強化を目的として行う被災地域における造船所の施設等の整備を支援することにより、被災地域における造船所の復興と経営基盤の強化の両立を図ることで被災地域の復興に貢献しようとするものである。

2.2.2 ミャンマー少数民族武装勢力支配地域における紛争の影響を受けた人々の生活向上のための事業

本事業は、当財団が外務省より事業の担い手として選定されたことから実施するものである。ミャンマー政府との間で停戦合意を締結している少数民族武装勢力の地域に居住する人々を対象として生活基盤向上のための諸事業を実施することによって、和平への期待感を創出し、停戦状態を確固なものとし、和平合意への推進力とすることを目的としている。

原則として、ミャンマー政府から要請された食糧支援、住居支援、そして所得創出のニーズを満たす内容の事業を展開していく計画であるが、当面、食糧と基本的な生活物資の配給に絞って事業を実施する。

2.2.3 「新しい東北」の実現に向けた復興人材プラットフォーム構築事業

本事業は、2013年度から当財団が復興庁より「新しい東北」の実現に向けた復興人材プラットフォーム構築事業の実施先として選定され、被災地、特に自治体や関連企業・団体等へ、不足している専門人材の派遣支援を行ってきたものである。

被災地へ人材の派遣を検討する企業向けの説明会や就労を希望する個人向け説明会の開催、また専用のウェブサイトの開設などを通じて、復興事業に必要な人材や先行事例の情報提供を行ってきた。

こうした情報提供と連動して、具体的に人材が必要な被災地のニーズを詳細に掘り起し、企業や個人とのマッチング支援も行ってきた。

今後も街づくりや起業支援等の各種分野の専門人材のニーズが見込まれることから、2014 年度も引き続き民間企業等からの復興専門人材を被災地へ派遣する取組みである本プラットフォームを継続することで、被災地の課題解決を図る。

東日本大震災発生以来、当財団が取り組んできた多くの支援事業を通じたネットワークを駆使してこれに取り組む、復興に貢献しようとするものである。

2.2.4 主婦向けインターンシップ実施事業

本事業は、中小企業庁の予算を運用・管理している中小企業団体中央会より事務局として選定されたことから、職場経験のブランクを埋めると同時に、中小企業等の優秀な人材確保を支援することを目的に主婦向けインターンシップを実施するものである。

現在、日本では育児等で一度退職し、再就職を希望する女性が多数存在している。一方で、内外の厳しい経営環境の中、経営資源の乏しい中小企業等は自主的な取り組みだけで優秀な人材を確保することが困難な状況である。

少子高齢化に伴う国内の労働力率低下を補うためにも、育児中の女性の活躍支援は喫緊の課題であり、国や民間の枠を取り払いまた補いながら事業を展開する必要がある。そのため、当財団がこれまでに形成してきた「育児中の女性」とその支援団体・企業とのネットワークを活かしながら本事業を実施する。